

学校施設における予防接種に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年七月十九日

参議院議長 平田健二殿

上野通子

学校施設における予防接種に関する質問主意書

政府は予防接種法に基づく定期接種について、子どもが医療機関にて接種を受けることを原則としながらも、学校施設を活用した集団接種を容認している。学校施設における予防接種に関して、以下のとおり質問する。

一 予防接種を実施する市町村に対し集団接種を奨励せずに、個別接種を原則とする理由について、政府の見解を明らかにされたい。また、学校施設における集団接種の近年の実施状況について政府の承知するところを明らかにされたい。政府として把握していないのであれば、その理由について明らかにされたい。

二 政府は予防接種法に基づく公的予防接種制度を改正し、子宮頸がんワクチンをその対象に追加することを検討していると聞いている。子宮頸がんワクチンを予防接種の対象とすることによる予防効果についてどう考えているのか、政府の見解を簡潔に明らかにされたい。また、子宮頸がんワクチンについても個別接種を原則としつつ、学校施設における集団接種を認める考え方なのか、明らかにされたい。

三 政府は学校施設で予防接種を実施する市町村あるいは連携先の教育委員会に対し、接種の際に医学上、教育上の配慮を要請しているのか。要請している場合、その内容について明らかにされたい。また、制

度改正により新たな予防接種を追加する場合、実施主体となる市町村への財政支援について政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。